

令和５年度市民税府民税申告の手引き

この申告は、あなたの市府民税の税額を正しく算出する基礎となりますので、正確に記入してください。

◎ 市府民税の申告をしなければならない方

令和５年１月１日、高石市内に居住しており、前年中に所得のあった方は、この申告書を高石市に提出してください。また、前年中に所得がなかった方でも、国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入の方および児童手当・就学援助費等を受給の方は必要となりますので、申告書を提出してください。

ただし、次の①から③までに該当する方は、この申告書の提出をする必要はありません。

- ①所得税の確定申告書を税務署に提出した方
- ②前年中の所得が給与所得のみで、給与支払者から市に給与支払報告書を提出されている方
- ③前年中の所得が公的年金等の所得のみで、支払者から公的年金支払報告書を提出されている方（ただし、所得割が課税されるため、社会保険料・生命保険料等の所得控除を受ける場合を除く）

◎ 申告書の郵送による提出について

申告書を郵送により提出できるように返信用封筒（切手不要）を同封しております。

「申告書の書き方」を参照のうえ、次の点に注意して送付してください。

- ①住所・氏名・電話番号・個人番号は必ず記入してください。
- ②給与所得・年金所得の方は必ず源泉徴収票を添付してください。
- ③扶養されている配偶者及びその他親族（16歳未満を含む）の氏名・生年月日・個人番号等を記入してください。
- ④健康保険及び国民年金（控除証明書（原本）添付のこと）等の支払金額を記入してください。
- ⑤生命保険料・地震保険料は必ず支払証明書（原本）を添付してください。
- ⑥医療費控除を受ける方は明細書を、寄附金税額控除を受ける方は領収書（原本）を必ず添付してください。

◎ 個人番号（マイナンバー）について

申告書に個人番号を記入の上、マイナンバーカード又は通知カードと本人確認できるもの（運転免許証や健康保険証など）を持参してください。※郵送提出の場合は、各資料の写しを添付してください。

◎ 令和５年度から変更される主な市府民税の内容について

・住宅ローン控除の適用期限の延長等

住宅ローン控除の適用期限を延長（令和４年１月１日から令和７年12月31日までに入居した方が対象）します。個人住民税における控除限度額について、従来の控除限度額である所得税の課税総所得金額等の「７％（最高13.65万円）」から「５％（最高9.75万円）」へと引き下げ。
※住宅ローン控除の適用条件等について詳しくは、[国土交通省ホームページ](#)をご覧ください。

・民法改正による未成年の住民税非課税判定について

民法の成年年齢の引き下げに伴い、令和５年度から、１月１日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は市民税・府民税の課税判定における未成年者にあたらないこととなりました。
※未成年者は合計所得金額が135万円以下の場合は課税されませんが、未成年者にあたらない方は前年中の合計所得金額が45万円を超える場合、課税されます。（扶養親族がいる場合は合計所得金額の非課税基準が異なります。）

◎ ふるさと寄附金ワンストップ特例について

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）の申告特例（ワンストップ特例）を申請されている方は、確定申告や市府民税申告を提出すると申告特例の適用ができなくなります。そのため、この申告を提出する方で、申告特例を提出されている方は、申告の際、寄附金の領収書を添付していただくことで、寄附金控除が適用されます。

<申告書の書き方>

まず、あなたの住所・氏名・生年月日・電話番号・個人番号を記入してください。

１．所得金額の計算（令和４年１月１日から12月31日までに生じた所得）

- 営業等 小売業・卸売業・製造業・建設業・サービス業などの営業から生ずる所得のほか、自由職業（外交員・大工・左官・作家など）や漁業などの事業から生ずる所得
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費（専従者控除額を含む）＝（Ｃ）所得金額を記入してください。
- 農業 米・麦・野菜・花・果樹などの栽培などの事業から生ずる所得
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費＝（Ｃ）所得金額を記入してください。
- 不動産 貸家、貸事務所などの不動産貸付業などから生ずる所得
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費＝（Ｃ）所得金額を記入してください。
- 利子 公社債および預貯金の利子などから生ずる所得（源泉分離課税分は申告不要）
- 配当 株式や出資金に対する利益の配当および分配金の所得
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費（負債の利子等）＝（Ｃ）所得金額を記入してください。
- 給与 勤務先から受ける給与、賃金、賞与等（源泉徴収票が必要）
（Ａ）給与支払金額－給与所得控除額＝（Ｃ）所得金額を記入してください。
- 公的年金等 国民年金・厚生年金・恩給・共済組合金・適格退職年金等（源泉徴収票が必要）
（Ａ）公的年金等の収入金額－公的年金等控除額＝（Ｃ）所得金額を記入してください。
- 雑（業務） 原稿料、講演料又は食料品等の配達などの副収入、ネットオークション等の個人取引による所得
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費＝（Ｃ）所得金額を記入してください。
- 雑（その他） 印税・原稿料・互助年金・個人年金などの公的年金等以外の雑所得
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費＝（Ｃ）所得金額を記入してください。
- 総合譲渡 土地や建物以外の譲渡による所得、取得から５年以内は短期、５年超は長期
短期
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費（取得費等）－（Ｄ）特別控除額（50万円）＝「サ」
長期
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費（取得費等）－（Ｄ）特別控除額（50万円）＝「シ」に記入してください。
- 一時 生命保険契約の一時金・満期返戻金、立退料等の一時的な所得、ふるさと寄附金返礼品相当額
（Ａ）収入金額－（Ｂ）必要経費（掛金等）－（Ｄ）特別控除額（50万円）＝「ス」に記入してください。

２．同一生計配偶者（配偶者特別控除）・扶養控除

- 同一生計配偶者（特別控除）
令和４年12月31日現在で生計を一にする人で、合計所得金額が48万円以下である配偶者の氏名・生年月日・個人番号・その他事項を記入してください。なお合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合は、配偶者特別控除の適用があります。その場合は、配偶者の合計所得金額を記入してください。
（配偶者の合計所得金額の計算方法・適用控除額は裏面に掲載）

- 扶養親族
令和４年12月31日現在で生計を一にする人で、合計所得金額が48万円以下である親族等の氏名・続柄・生年月日・個人番号・その他事項を記入してください（16歳未満の扶養親族も記入してください）。なお、日本国外に居住している扶養親族がいる場合は、扶養を示す書類（親族関係書類と送金関係書類）を添付してください。

- 扶養障害者控除
令和４年12月31日現在で心神喪失の人、知的障害の人、常に就床を要し複雑な介護のいる人、身体障害者または戦傷病者手帳の交付を受けている人、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人、精神に障害があり政令で定められている人など
 - ・特別障害者 身体障害者手帳１級又は２級の人、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級の人など
 - ・その他の障害者 身体障害者手帳３級以下の人、療育手帳Ｂ、精神障害者保健福祉手帳２級以下の人など

３．所得から差し引かれる金額＝所得控除（控除額・計算式については裏面に掲載）

- 社会保険料控除
あなたが令和４年中に支払った健康保険料などの金額の全額（国民年金保険料は控除証明書（原本）を添付）
- 小規模企業共済等掛金控除
あなたが令和４年中に支払った小規模企業共済掛金、確定拠出年金及び心身障害者扶養共済掛金等の金額の全額
- 生命保険料控除・地震保険料控除
必ず支払った支払証明書（原本）を添付してください。（控除額は裏面の計算式によります。）
- 寡婦・ひとり親・本人障害・勤労学生控除
 - ・寡婦 死別・離別等で前年の合計所得が500万円以下 ※離別の場合、子以外の扶養親族を有する場合に限る
 - ・ひとり親 配偶者無し（総所得金額等48万円以下）、かつ前年の合計所得が500万円以下の人
 - ・本人障害 令和４年12月31日現在で心神喪失の人、知的障害の人、常に就床を要し複雑な介護のいる人、身体障害者または戦傷病者手帳の交付を受けている人、原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている人、精神に障害があり政令で定められている人など
 - ・勤労学生 令和４年12月31日現在学生で前年の合計所得が75万円以下で、給与所得等以外の所得が10万円以下の人（在学証明書が必要です）

- 雑損控除
あなたやあなたと生計を一にする親族等（合計所得金額が48万円以下）が、災害や盗難などにより通常生活に必要な資産に損害を受けた場合、次のいずれかの多い方の金額
「差し引損失額」とは、損害金額（資産の損失額＋災害関連支出）から保険金などで補てんされる金額を差し引いた金額

- ① 「差し引損失額のうち災害関連支出の金額※」－５万円
- ② 「差し引損失額」－（Ａ総所得金額の合計額×10％）
※「差し引損失額のうち災害関連支出の金額」とは、災害により滅失した資産の取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用
- 医療費控除（限度額200万円）（スイッチOTC医薬品控除と選択）（いずれの控除も領収証は、自宅等で５年間保存）
あなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のため医療費を支払った場合
令和４年中に支払った医療費の総額 － 保険金などで補てんされる金額 － Ａ総所得金額の合計×５％（上限10万円）
スイッチOTC医薬品控除（セルフメディケーション税制）（限度額８万８千円）
あなたやあなたと生計を一にする配偶者又はその他の親族のため薬代を支払った場合
令和４年中に支払った医薬品の総額 － 保険金などで補てんされる金額 － 12,000円

- ４．配当割額・株式等譲渡所得割額
特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合に配当割額又は株式等譲渡所得割額を記入してください。

- ５．寄附金
都道府県・市区町村に対する寄附金、日本赤十字社大阪支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金及び大阪府又は高石市の条例による控除対象指定寄附金を記入してください（寄附先が発行した領収書（原本）を添付）。

- ６．住宅借入金等特別税額控除
住宅借入金等特別税額控除に関する特別控除可能額と居住開始年月日を記入してください。

- ７．給与・公的年金に係る所得以外（令和５年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に係る市府民税の徴収方法の選択
給与から差し引くことを希望する場合は「1.特別徴収」に○、自分で納付を希望する場合は「2.普通徴収」に○を記入してください。ただし、令和５年４月１日において65歳以上の方の公的年金に係る所得については給与から差し引くことはできません。

- ８．専従者控除
あなたが、事業を営んでいる場合で、次に該当する専従者に支払う金額は必要経費とみなされます。
 - ①あなたと生計を一にする配偶者、その他の親族で令和４年12月31日現在15歳以上であること
 - ②その年を通じて６カ月を超えた期間、専ら事業に従事していること50万円（配偶者の場合は86万円）
（事業所得＋不動産所得＋山林所得）÷（専従者の数＋１）
} いくつかの少ない方の金額が専従者の控除額

- ９．所得金額調整控除
給与収入金額が850万円を超える方で、申告書の2.に記入した扶養親族以外の方を対象とする場合に記入してください。

- 10. 令和４年中に所得がなかった方の生活状況
あなたが令和４年１月１日から令和４年12月31日までの１年間に全期間を通じて所得がなかった場合は、該当する番号に○を記入し、必要事項を記入してください。

所得割の税率 課税総所得金額に対して市民税６％、府民税４％
均等割の税率 市民税3,500円、府民税1,800円（令和５年度まで森林環境税として、府民税に300円を加算）
〔地方税法の改正があった場合は、改正後の税法により税額を計算します。〕

申告書の書き方

あなたの住所・氏名・フリガナ・電話番号・生年月日・個人番号を記入してください。

【配偶者・配偶者特別・扶養親族・障害者控除・基礎控除】

<配偶者控除>

あなたと生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円以下の場合

		あなたの合計所得金額				
控 除	配偶者の合計所得金額	～900万円 (～1,050万円)	～950万円 (～1,100万円)	～1,000万円 (～1,150万円)	1,000万円 (1,150万円)	
	()内は給与のみの場合の収入金額	以下	以下	以下	超	
配偶者控 除	48万円 (103万円) 以下	配偶者が70歳未満 配偶者が70歳以上	33万円 38万円	22万円 26万円	11万円 13万円	0円 0円

<配偶者特別控除>

あなたの合計所得金額が1,000万円以下であり、生計を一にする配偶者を有する場合は、配偶者の合計所得金額に応じて控除されます。

		あなたの合計所得金額				
		配偶者の合計所得金額	～900万円 (～1,050万円)	～950万円 (～1,100万円)	～1,000万円 (～1,150万円)	1,000万円 (1,150万円)
		()内は給与のみの場合の収入金額	以下	以下	以下	超
配偶者特別控除	控除	48万円(1,030,000円)超	33万円	22万円	11万円	
		～100万円(1,550,000円)以下				
		～105万円(1,600,000円)以下	31万円	21万円	11万円	
		～110万円(1,667,999円)以下	26万円	18万円	9万円	
		～115万円(1,751,999円)以下	21万円	14万円	7万円	
		～120万円(1,831,999円)以下	16万円	11万円	6万円	
		～125万円(1,903,999円)以下	11万円	8万円	4万円	
		～130万円(1,971,999円)以下	6万円	4万円	2万円	
		～133万円(2,015,999円)以下	3万円	2万円	1万円	
		～133万円(2,015,999円)超	0円	0円	0円	

<扶養親族>

あなたと生計を一にする親族等で前年の合計所得金額が48万円以下の場合

種別	老人扶養	同居老親等	特定扶養	一般扶養	年少扶養
控除額	38万円	45万円	45万円	33万円	0円

老人扶養親族… 昭和28年1月1日以前に生まれた人
同居老親等… 同居している老人扶養親族で、あなたか配偶者の直系尊属の人
特定扶養親族… 平成12年1月2日から平成16年1月1日までに生まれた人
一般扶養親族… 平成16年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた人
昭和28年1月2日から平成12年1月1日までに生まれた人
年少扶養親族…平成19年1月2日以降に生まれた人

※市府民税の非課税限度額の算定等に必要なため、必ず記入してください。

<障害者控除>

あなた自身やあなたと生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が48万円以下）又は扶養親族が障害者である場合

障害者1人につき	特別障害者	同居特別障害者加算	その他の障害者
	30万円	＋ 23万円	26万円

<基礎控除>

合計所得金額	基礎控除額	合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円	2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円	2,500万円超	0万円

【社会保険料控除】

令和4年中に支払った国民健康保険料・国民年金保険料・その他の保険料(勤務先で給与から差引かれた健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料や任意継続保険料)を各欄に記入し、その合計を「13」の欄に記入してください。

【生命保険料控除】

令和4年中に支払った生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料を各欄に記入してください。なお、契約者配当金を受けている場合は差引いた残りの金額を記入してください。新契約にかかるものは「セ」「ソ」「タ」に、旧契約にかかるものは、「チ」「ツ」に記入してください。

控除額は、次の表により算出して記入してください。

※保険料控除の証明書(原本)等は必ず添付してください。

◎新契約にかかるもの(平成24年1月1日以降に締結したもの)

支払った保険料 (A)	控除額
12,000円以下	(A) の全額
12,001円 ～ 32,000円	(A) × 1/2 + 6,000円
32,001円 ～ 56,000円	(A) × 1/4 + 14,000円
56,001円以上	一律 28,000円

◎旧契約にかかるもの(平成23年12月31日以前に締結したもの)

支払った保険料 (A)	控除額
15,000円以下	(A) の全額
15,001円 ～ 40,000円	(A) × 1/2 + 7,500円
40,001円 ～ 70,000円	(A) × 1/4 + 17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

◎新旧双方の契約で一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合それぞれ上記の計算方法により算出された控除額の計(適用限度額28,000円)となります。なお、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の合計適用限度額は70,000円です。

【地震保険料控除】

令和4年中に支払った地震保険料等を記入してください。なお剰余金や割戻金を受けている場合は差引いた残りの金額を記入してください。また、保険料のうち地震保険の契約に係るものは「ト」の欄に、平成18年末までに締結した長期損害保険契約にかかるものは「ト」の欄に、次の表により算出して記入してください。※保険料控除の証明書(原本)等は必ず添付してください。

令和5年度市民税府民税申告書

提出用

提出

住所

氏名

フリガナ

性別

年齢

生年月日

個人番号

1. 所得金額

2. 同一生計配偶者(配偶者特別控除)・扶養控除

3. 所得から差し引かれる金額

社会保険料控除

生命保険料控除

地震保険料控除

雑損控除

医療費控除

裏面にも記入する欄があります。

◎地震保険契約にかかるもの

支払った地震保険料 (A)	控除額
50,000円以下	(A) × 1/2
50,001円以上	一律 25,000円

◎旧長期損害保険契約にかかるもの(満期返戻金があり保険期間が10年以上のもの)

支払った長期保険料 (A)	控除額
5,000円以下	(A) の全額
5,001円～15,000円	(A) × 1/2 + 2,500円
15,001円以上	一律 10,000円

◎地震保険契約・旧長期損害保険契約がともにある場合
地震保険契約分と旧長期損害保険契約分の両方を適用できる場合の控除額は、それぞれの控除額を合わせて25,000円が上限。

【寡婦・ひとり親控除】

要件は表面「3. 所得から差し引かれる金額＝所得控除」に掲載

	寡婦	ひとり親
控除額	26万円	30万円

【医療費控除】(①又は②を選択)

- 医療費控除(従来制度)(限度額200万円)
令和4年中に支払った医療費・保険金などで補てんされる金額を記入の上、裏面の医療費控除の説明事項をもとに控除額を算出し「25」の欄に記入してください。※明細書は必ず添付してください。
- スイッチOTC医薬品控除(セルフメディケーション税制)(限度額8万8千円)
令和4年中に支払ったスイッチOTC医薬品の薬代・保険金などで補てんされる金額を記入の上、裏面のスイッチOTC医薬品控除の説明事項をもとに控除額を算出し「25」の欄に記入してください。
※購入費の明細書及び一定の取組み(特定健康診査、予防接種、定期健康診断、がん検診など)を行ったことがわかるものを必ず添付してください。

【事業・不動産所得のある人】

(例) 外交員報酬の収入が 400,000円、必要経費が150,000円の場合

	①収入金額	②必要経費	③所得金額(A－B)
事業等	400,000	150,000	250,000
農業			

令和4年中の収入(売上)金額や必要経費等を記入の上、所得金額を求め、それぞれの所得金額欄に記入してください。なお、収入金額や必要経費等の明細については、申告書裏面の各欄を使用してください。

【給与収入のある人】

(例) 令和4年中の給与収入が1,750,000円の場合

	①収入金額	②必要経費	③所得金額(A－B)
給与	1,750,000	一給与所得控除額＝	1,148,800

令和4年中に得た給与収入について『令和4年分給与所得の源泉徴収票』等をもとにして「キ」の欄に記入してください。源泉徴収票がない人は給与明細書を添付するか申告書裏面の1－1.賃金収入の明細欄を使用してください。

支払金額をもとに次の表で所得金額を求め、記入してください。

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
1円 ～ 550,999円		0円
551,000円 ～ 1,618,999円		収入金額－550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円		1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円		1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円		1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円		1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額÷4,000円＝A	端数整理額×60%＋100,000円
1,800,000円 ～ 3,599,999円	ただしAは小数点以下切捨て	端数整理額×70%－ 80,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円	4,000円×A＝端数整理額	端数整理額×80%－440,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円		収入金額×90%－1,100,000円
8,500,000円以上		収入金額－1,950,000円

【公的年金等を受給している人、および雑所得のある人】

(例) 昭和33年10月20日生まれで、公的年金等の収入額が2,650,000円の場合

	①収入金額	②必要経費	③所得金額(A－B)
雑	公的年金等	2,650,000	一公的年金等控除額＝
業	務		

公的年金等(厚生年金・国民年金・各種共済年金から支払われる年金、基金、恩給など)の収入金額は雑所得となります。(遺族年金・障害年金は非課税)
令和4年分の公的年金等の収入金額を日本年金機構・総務省恩給局・共済組合等から送付された『令和4年分公的年金等の源泉徴収票』をもとにして「ク」の欄に記入してください。(2カ所以上から受給している場合は、その収入金額の合計)公的年金控除後の欄の金額は次の表で求め、記入してください。

あなたの生年月日	公的年金等の収入合計	所得金額(雑所得)		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
昭和33年1月1日以前生まれの人(65歳以上の人)	330万円未満	収入金額－110万円	収入金額－100万円	収入金額－90万円
	330万円から410万円未満	収入金額×75%－27万5千円	収入金額×75%－17万5千円	収入金額×75%－7万5千円
	410万円から770万円未満	収入金額×85%－68万5千円	収入金額×85%－58万5千円	収入金額×85%－48万5千円
	770万円から1000万円未満	収入金額×95%－145万5千円	収入金額×95%－135万5千円	収入金額×95%－125万5千円
	1000万円以上	収入金額－195万5千円	収入金額－185万5千円	収入金額－175万5千円
昭和33年1月2日以降生まれの人(65歳未満の人)	130万円未満	収入金額－60万円	収入金額－50万円	収入金額－40万円
	130万円から410万円未満	収入金額×75%－27万5千円	収入金額×75%－17万5千円	収入金額×75%－7万5千円
	410万円から770万円未満	収入金額×85%－68万5千円	収入金額×85%－58万5千円	収入金額×85%－48万5千円
	770万円から1000万円未満	収入金額×95%－145万5千円	収入金額×95%－135万5千円	収入金額×95%－125万5千円
	1000万円以上	収入金額－195万5千円	収入金額－185万5千円	収入金額－175万5千円

【所得金額調整控除】

下記に該当する場合には給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

- 給与所得の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族が特別障害者である場合、又は23歳未満の扶養親族がいる場合
所得金額調整控除額＝{給与等の収入額(1000万円を超える場合は1000万円)－850万円}×10%
- 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計が10万円を超える場合
所得金額調整控除額＝給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)－10万円